

第13章 福島県養護教育センター

第1節 概要

福島県養護教育センターは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第30条に基づく教育機関として、昭和61年4月1日に開所し、以来、10年余り、関係機関と連絡調整しながら、障害児に関する教育相談、教職員研修、調査・研究、広報・啓発等の事業を行ってきた。

今年度は、開所から数えて12年目であり、さらに20周年に向け、時代の要請と養護教育関係者のニーズに応えるべく、新たな充実発展をめざして各種事業を推進してきた。

1 教育相談事業

教育相談事業は障害児、またはその疑いのある就学前幼児、児童生徒について、障害の種類や程度に応じた養育、教育、就学及び進路等について適切な措置がとられるよう、保護者や学校、幼稚園、保育所、市町村教育委員会からの相談に対応し、必要に応じて嘱託医及び関係機関と連携し検査・観察・診断を行い、専門的かつ総合的観点から教育相談を推進してきた。

本年度は、教育相談、就学相談の適正かつ有効な取り組みを継続的に実施するとともに、特に重点として地域相談室の充実を図った。それぞれの相談室では、保健所、病院、役所、通級指導教室等に出向き、地域相談室の啓もうをしたり、相談後の状況について関係者との連携を深めたりした。

また、本県の広い地理的条件を考慮して巡回就学相談を実施するに当たり、この広報に工夫し県民への周知に努めた。

本年度の教育相談の実件数は昨年度比で97%あったが、延件数としては106%となり実質相談件数は増加している。

2 教職員研修事業

本県の養護教育担当教職員を主な対象として、障害児を取り巻く社会の変化や多様な教育ニーズをふまえ、当センターが行っている組織的研究や教育相談等の成果を生かした基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する研修や養護教育に関する専門的知識・技能、一般教養についての研修を実施してきた。

専門研修は、新たな視点から16研修講座を構築し、基本研修では、県の現職教育計画に基づく経験者研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、初任者研修を実施し、教員の資質、指導力、専門性の向上をめざした研修事業を推進した。

専門研修講座の総受講決定者は、284名であり、基本研修受講者総数は、218名（経験者研修79、初任者研修39、その他の研修100）であった。また、研修の機会を広く多くの教職員に提供するため実施した公開講座（4講座）の聴講者総数は、68名であった。

3 教育調査・研究事業

養護教育センターに課せられた研究機関としての役割と使命を達成するため、本県が当面している養護教育振興上の課

題及び学校における教育実践上の具体的課題と関連するものとして、次の調査・研究を行った。

共同研究1は、「養護教育における教材・教具の工夫と活用」をテーマとして平成6年度から3か年計画による研究であった。本年度は、その3年次であり、県内の盲・聾・養護学校のうち5校に研究協力を依頼して、実際の現場での実践を通して研究を行った。

共同研究2は、当センターにおける前回の（第3期平成3～5年度）共同研究「養護教育におけるコンピュータの活用」の発展として研究を推進した。本研究は、手足を使用しなくても済む「音声入力装置」を開発し、肢体不自由児用コンピュータの活用を大きく工夫改善を加えた。

共同研究3の「教育相談に関する研究」は、今年度新たに設定した研究であり、当センターで現在進行している教育相談の事例を通して、学校における教育相談の望ましい在り方について、センターと家庭、学校のかかわりの中で継続的に研究を進めてきた。

これらの研究の成果は、研修講座や教育相談の内容に反映させるとともに、紀要第11号として刊行し、併せて第11回当センター研究発表会において発表した。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県養護教育の中心的施設としての機能の充実をめざして広く養護教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう整備、充実を図ってきた。

本年度は、特に指導関係資料として学習指導案等の収集を重点的に行ってきた。

なお、3月末日現在で養護教育関係図書の蔵書数5,962冊、逐次刊行誌29種、指導資料数は1,644点である。

5 広報・啓発事業

養護教育センターの事業内容及び調査・研究の成果を紹介し、その普及を図るとともに学校及び社会の養護教育に対する理解と認識を深め、併せて人間性を重視した学校教育を推進するための広報活動を行ってきた。

主な事業としては、所報「養護教育」40、41、42号の発行と「研究紀要」第11号、心身障害児ハンドブック「からだの弱い子」及び巡回就学相談リーフレット等による広報活動である。

これらは、県内の盲・聾・養護学校をはじめ養護教育関係機関等に配付し、養護教育の啓発を図った。

また、広報誌「教育福島」や当センター自作の「ふれあいめえる」ミニコミ誌等とおして、広く県民の養護教育に対する理解と認識を得られるようその内容の充実にも努めた。

第2節 心身障害児の教育相談事業

1 相談対象

対象は障害児、またはその疑いのある乳幼児、児童生徒と